

鯖江市行政評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 鯖江市が行う行政評価について、客観性および透明性を高めるため、鯖江市行政評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 庁内組織による内部評価結果に関して調査および審議を行い、意見を述べること。
- (2) 行政評価制度の推進に関して意見を述べること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、市民、学識経験者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長および副委員長)

第5条 委員会に、委員長および副委員長各1人を置く。

2 委員長および副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めるときは、関係者の出席または資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、政策経営部企画財政課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。